

参考資料

1 とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕策定の経緯

令和7（2025）年	7月28日	栃木県男女共同参画推進本部	プラン骨子案審議
	8月5日	栃木県男女共同参画審議会	プラン骨子案審議
	10月22日	栃木県男女共同参画推進本部	プラン素案審議
	11月4日	栃木県男女共同参画審議会	プラン素案審議
	12月4日	パブリック・コメント（県民意見の募集）開始	
令和8（2026）年	1月5日	パブリック・コメント（県民意見の募集）終了	
	2月2日	栃木県男女共同参画審議会	プラン最終案審議
	2月12日	栃木県男女共同参画推進本部	審議・決定

◆監修 栃木県女性活躍推進フェロー 藤井 佐知子

2 栃木県男女共同参画審議会委員名簿（令和8（2026）年2月現在）

区分	氏名	役職等
会長	大森 玲子	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
副会長	小坂 誉	弁護士
委員	安發 敦子	日本労働組合総連合会栃木県連合会 副部長
	市村 博美	栃木県人権擁護委員連合会 男女共同参画委員
	井上 まき	公募委員
	岩田 将実	厚生労働省栃木労働局雇用環境・均等室室長補佐
	大谷 弥生	栃木県議会議員
	蟹江 教子	宇都宮共和大学子ども生活学部教授
	川井 正枝	栃木県女性団体連絡協議会会長
	須賀 明美	栃木県保育協議会理事
	鈴木 達朗	（一社）栃木県経営者協会専務理事
	瀨山 光司	日光市企画総務部総務課長
	善林 景子	元栃木県県民生活部参事兼とちぎ男女共同参画センター所長
	滝田 勇人	（一社）栃木県老人福祉施設協議会理事
	田村 寛徳	日本放送協会宇都宮放送局コンテンツセンター長
	花本 哲也	母子生活支援施設わかくさ所長
	福田 晴美	（一社）栃木県医師会常任理事
室井 真佐美	栃木県女性農業士会会長	
山本 晶子	栃木県女性校長教頭会会長	

※50音順、敬称略

3 用語解説

五十音	用語	解説
あ	AV（アダルトビデオ）出演強要・JKビジネス問題	本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要されたり、「JK」（女子高校生の略）などの児童・生徒を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、実際には、性的なサービスを客に提供させたりする、若年層の女性が性的な暴力の被害に遭う問題をいう。
	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	日本語で「無意識の思い込み」などと訳される。過去の経験や周囲の環境、情報などから形成される固定概念や既成概念のこと。
い	育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4（1992）年4月に施行された法律。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。
え	SDGs（エスディーズ）（持続可能な開発目標）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標。より良い世界を目指すために達成すべき17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。
	M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということを示している。
	L字カーブ	日本の女性の正規雇用労働者の比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代から30代でピークを迎えた後、低下を続け、アルファベットのL字のような形になることをいい、女性の働き方が正規雇用と非正規雇用（パートタイム）に二極化していることを示している。
	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすく能力と意欲が十分に発揮できる就業環境等について取り決める協定のこと。
	家庭の日	本県では、家庭の教育力の向上を目指し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、主な県有施設の子ども料金の無料化や、市町有施設の優遇制度を実施している。
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（※）を促す教育のこと。 （※）キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。
け	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
こ	固定的な性別役割分担意識	「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	女性をめぐる問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和6（2024）年4月に施行された法律。同法に基づき、地方自治体は困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を実施する。
し	ジェンダー（gender）	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があるが、一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」という。
	ジェンダーアイデンティティ（性自認）	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念のこと。
	仕事と家庭の両立応援宣言	県内の企業や事業者が、「従業員の仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」を応援するためにこれから取り組もうとする内容を、県が「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」として募集し、審査の上、登録する制度のこと。
	仕事と家庭の両立に関するメールマガジン	県が育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の関係法令や、国・県等が主催するセミナー等について情報提供を行うため、平成26（2014）年4月から「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」として県内の企業等向けに毎月発行しているメールマガジンのこと。

五十音	用語	解説
し	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。常時雇用する労働者が101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	企業が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、(1)計画期間、(2)目標、(3)実施しようとする女性活躍推進に関する取組内容と実施時期を定めるもの。常時雇用する労働者が101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	女性に対する暴力をなくす運動	女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しているもの。11月25日(国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」)を最終日とする2週間の運動期間において、全国の関係機関・団体等が連携して、普及啓発など様々な活動を実施している。
	女性農業士	模範的な農業経営及び農家生活を実践し、農村社会における男女共同参画や農村地域の活性化等を行う女性農業者で、県が認定している。
	女性防火クラブ	家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的として地域で活動している組織のこと。
	人身取引(トラフィッキング)	犯罪組織や悪質なブローカーなどが、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などの目的で搾取する犯罪のこと。
す	スタートアップ企業	新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し、急成長を目指す新しい企業のこと。
せ	生活困窮者自立支援法	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27(2015)年4月に施行された法律。同法に基づき、福祉事務所設置自治体は、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための必要な措置を講ずる。
	性的指向	人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、性愛の対象が同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、性愛の対象が男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。また、他者に対して性的魅力や欲求は感じないが、恋愛感情を持つ場合がある人(アセクシャル)、他者に対して恋愛感情は抱かないが、性的欲求を持つ場合がある人(アロマンティック)も存在している。
	性的マイノリティ	SOGI(性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉で、全ての性を指す表現)において、性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない人などをいう。「セクシャルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。
	(職場における)セクシュアルハラスメント	職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は労働者の意に反する性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じるなど、就業する上で看過できない程度の支障が生じることをいう。
た	待機児童	保育が必要である児童にもかかわらず、保育所や認定こども園等を利用できない状態にある児童のこと。
	男女生き生き企業認定・表彰制度	栃木県で、平成29(2017)年度から実施している、女性活躍の推進や働き方の見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を認定・表彰する制度のこと。
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61(1986)年4月から施行された法律のこと。同法では労働者の募集・採用、配置・昇進、一定範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、定年・解雇などにおいて、性別を理由とする差別の禁止などが規定されている。
ち	チャイルドペナルティ	子どもを持ったことで所得が減ったり、キャリアが中断するなど、女性だけが不利になる現象のこと。
て	DV被害者等地域支援サポーター	県が実施した地域支援サポーター養成講座の修了者のうち、サポーターとして登録したボランティアのこと。サポーターは、地域におけるDVの防止と早期発見、DV被害者支援に関する普及啓発活動及び県や市町等が実施する啓発活動やDV被害者等への支援の補助を行う役割を担っている。(平成30(2018)年度から設置)

五十音	用語	解説
て	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、経済的及び性的暴力等のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの精神的暴力もデートDVで起こる暴力に含まれる。
と	とちぎ女性応援サイト Welle（ウェル）	女性の活躍を応援することを目的として県が運営するウェブサイトのことで、各ライフイベントにおけるキャリア継続のポイントや、仕事と家庭の両立に関する情報など、様々なコンテンツを設けている。
	とちぎ健康経営事業所	働く世代の健康づくりを推進するため、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所として県の認定を受けた事業所。
	栃木県こどもまんなか推進プラン	平成31（2019）年1月に施行したとちぎの子ども・子育て支援条例、令和5（2023）年12月に閣議決定されたこども大綱の基本理念を踏まえ、栃木県で「こどもまんなか社会」を実現するよう、全てのこども・若者の健やかな成長と将来にわたる幸せを支援する取組や、希望に応じた結婚、妊娠・出産、喜びのある子育てを支援する取組を進めるための総合計画として県が策定した計画のこと。（計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）
	栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）	ひきこもり、ニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等及びその家族等からの相談全般を受け付け、適切な指導・助言などを行い、必要に応じて関係機関等へのつなぎ等を行う総合相談窓口。（平成26（2014）年10月設置）
	栃木県男女共同参画施策苦情等処理制度	栃木県男女共同参画推進条例第18条に基づき、知事に提出された県の男女共同参画の推進に関する施策についての苦情や意見などを、栃木県男女共同参画審議会が公正、中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる制度のこと。
	栃木県男女共同参画地域推進員	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動する、県で委嘱しているボランティアのこと。
	とちぎ女性活躍応援団	知事をトップに官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍を支援するために設立されたもので、産学官をはじめ、労働、医療・福祉、農林、建設・運輸、金融等、様々な分野の県域をカバーする27の団体や企業が設立・運営に携わり、趣旨に賛同して会員となった県内所在の企業・団体と一体となって応援団を構成している。
	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援するための相談窓口で、性別・年齢にかかわらず相談できる。 被害者のニーズに応じて、関係機関・団体と連携して対応するなど、少しでも早く被害者の心身が回復するよう必要な支援を行っている。本県では、済生会宇都宮病院に設置している。（平成27（2015）年7月設置）
	とちぎの高校生「じぶん未来学」	高校生が、親・家族・家庭などの意義や役割、地域の間人関係など地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着や定住意識の醸成を図るとともに、地域を支え守る気持ちははぐくむため、県教育委員会が推進しているプログラム。
	とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン	本県の農業・農村における男女共同参画社会形成のための基本指針として施策の基本的な方向を明らかにしたもの。
とも家事	みんなで家事をシェアすること（「みんな」には、パートナーや家族だけでなく、時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含む）。 県では、令和5（2023）年度から11月22日を本県独自の「とも家事の日」に制定し、家事分担や家事時間削減を目的とした「とも家事」を推進している。	
ね	ネットリテラシー	インターネットの常識を持ち、ネット上で得た情報を正しく理解し、活用することができる能力のこと。
は	パープルリボン運動	女性に対する暴力根絶運動のこと。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、パープルをシンボルカラーとしてブリボンやバッジなどによりパープルリボンを広めている。
	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）	一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある又はあった者からの暴力のことを指す。被害者のほとんどは女性であるが、男女問わず被害者となりうる。暴力の形態は、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さない等）など様々であり、家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、被害が深刻化しやすい特性がある。

五十音	用語	解説
は	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関のこと。令和8（2026）年3月現在、県と4市（宇都宮市、日光市、小山市、栃木市）に設置されている。
	（職場における）パワーハラスメント	職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいう。
ひ	PTSD（Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）	生死にかかわるような実際の危険にあったり、死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ってこころの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気のこと。
	ピンクリボン運動	乳がんの正しい知識の普及と乳がん検診の受診促進などを目的とした啓発運動で、その象徴としてピンクリボンが用いられている。
ふ	ファミリー・サポート・センター	「児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）」と「児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）」からなる会員組織のことで市町が設置運営し、依頼会員と提供会員との連絡、調整などを行っている。
	フェムテック	Female（女性）とTechnology（技術）を組み合わせた造語。生理や更年期など女性特有の悩みを先進的な技術で解決すること。またその製品やサービスのこと。
	不妊・不育専門相談センター	産婦人科医師や助産師による一般的な不妊治療から生殖補助医療までの医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなど、多様な相談に応じる機関のこと。本県では、とちぎ男女共同参画センターに設置している。
	プレコンセプションケア	妊娠・出産を含めた将来設計のための健康管理を促す取組のこと。
	フレックスタイム制	一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。 労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。
ほ	放課後児童クラブ	保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生の子どもたちに放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、児童クラブ、学童クラブ、学童保育、留守家庭児童会ともいう。設置場所は、学校の余裕教室や専用施設、児童館、公民館など、地域によって様々である。
	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母、父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等まで、一貫した就業支援を実施するとともに、養育費の取決め等の専門相談を実施し、母子家庭の母等の自立を総合的に支援する。本県では、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（とちぎ男女共同参画センター内）へ委託して実施している。
ま	（職場における）マタニティハラスメント	妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいう。 妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いを受けることも含めた意味で使われる場合もある。
	マミートラック	子育て中の女性が補助的な業務や比較的責任の軽い業務を割り当てられること。「マミートラック」に乗せられることでキャリアアップの機会を失い、思うように活躍できなくなるなどの問題が指摘されている。
よ	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童を始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を行うため、関係機関が情報交換や支援内容について協議を行うための場として市町村が設置するもので、平成16（2004）年の児童福祉法の改正で法的に位置づけられた。
ら	ライフデザイン	将来のライフイベント（進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後など）について、自分の価値観に基づいた選択ができるように、自分の考え方や見通しを整理すること。
り	リカレント教育	学校教育からいったん離れたあと、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学びのこと。 新しい仕事のやり方や新しい職務に移行するため、新たなスキルや知識を習得する「リ・スキリング」とは意味が異なる。

五十音	用語	解説
り	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Sexual and Reproductive Health and Rights：SRHR）」の略称。1994（平成6）年に国際人口開発会議において提唱された概念。 誰もが妊娠・出産を含め自分の体の性や生殖について、十分な情報を得られるとともに自分自身の意思で決定でき、そのために必要な医療やケアを受けられ健康であること及びその権利のこと。
わ	ワークイノベーション	ワークスタイル・イノベーションの略称。企業において、職場環境に加えて固定的性別役割分担意識等に基づく従来型の雇用慣行を変革・刷新することにより、従業員がライフスタイルに合わせて能力を最大限発揮できる環境を整備し、生産性向上や持続的な成長を果たす「ポスト・働き方改革」のこと。
	ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事以外の生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。

4 男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県
1945 (昭和20)	・国際連合発足	・改正選挙法公布（婦人参政権）	
1946 (昭和21)	・国連婦人の地位委員会を設置	・初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布（男女平等明文化）（47年施行）	
1947 (昭和22)		・改正民法公布（家父長制廃止）（48年施行）	
1948 (昭和23)	・世界人権宣言採択	・優生保護法公布、施行	
1956 (昭和31)		・売春防止法公布（58年施行）	
1961 (昭和36)		・所得税法改正（配偶者控除制度新設）	
1967 (昭和42)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (昭和50)	・国際女性デーの制定 ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・世界行動計画、メキシコ宣言採択	・「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上を図る決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	
1976 (昭和51)	・国連婦人の十年（～85年）	・民法改正（離婚復氏制度）	
1977 (昭和52)		・国内行動計画策定（S52～61） ・国立婦人教育会館開館	
1979 (昭和54)	・女子差別撤廃条約採択		・企画部婦人青少年課設置 ・婦人行政連絡会議設置 ・栃木県婦人問題懇話会設置
1980 (昭和55)	・国連婦人の十年中間年世界会議（コペンハーゲン）	・民法・家事審判法の改正（配偶者の相続分改正）（81年施行） ・国連婦人の十年中間年全国会議	
1981 (昭和56)	・ILO第156号条約（家族的責任条約）採択	・国内行動計画後期重点目標を決定	・「婦人のための栃木県計画」策定（S56～60） ・上記計画に婦人総合センター（仮称）整備が記載
1984 (昭和59)		・国籍法、戸籍法改正（父母両系平等主義の採用）（85年施行） ・パートタイム労働対策要綱制定	
1985 (昭和60)	・国連婦人の十年の成果を検討し、評価するための世界会議（ナイロビ） ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	・国民年金法改正（女性の年金権の確立）（86年施行） ・男女雇用機会均等法公布（86年施行） ・女子差別撤廃条約の批准（86年発効） ・労働基準法改正（女子保護規定の一部廃止、母子保護規定の拡充）	
1986 (昭和61)			・「とちぎ新時代女性プラン」策定（S61～H2） ・上記プランに婦人総合センター（仮称）整備が記載

年	国 連 等	日 本	栃 木 県
1987 (昭和 62)		<ul style="list-style-type: none"> 西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 労働基準法改正（週40時間制） 所得税法改正（配偶者特別控除制度新設）、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回婦人のつどい開催
1988 (昭和 63)			<ul style="list-style-type: none"> 栃木県婦人団体連絡協議会発足
1989 (平成元)	<ul style="list-style-type: none"> 児童の権利に関する条約採択 	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領告示（高校家庭科男女必修） パートタイム労働指針告示 	
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択 		
1991 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法公布（92年施行） 西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定） 	<ul style="list-style-type: none"> 「とちぎ新時代女性プラン〔二期計画〕」策定（H3～7） 「婦人総合センター（仮称）基本構想」策定
1992 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> 環境と開発に関する国際会議（リオデジャネイロ） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護休業制度等に関するガイドラインの策定 初の婦人問題担当大臣誕生 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人総合センター（仮称）基本計画」策定
1993 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> 国連世界人権会議（ウィーン） ウィーン宣言及び行動計画採択 国連女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校での家庭科の男女必修完全実施 パートタイム労働法公布、施行 	
1994 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約）採択 アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 国際人口・開発会議（カイロ） 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校での家庭科の男女必修実施 内閣に男女共同参画推進本部設置 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 児童の権利に関する条約批准 	
1995 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議（北京）北京宣言及び行動綱領採択 	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法成立（介護休業制度を法制化しH11年度から実施） ILO156号（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する）条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人とちぎ女性センター設立
1996 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> 優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 男女共同参画2000年プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「とちぎ新時代女性プラン〔三期計画〕」策定（H8～12） パルティとちぎ女性センター開館 女性青少年課に名称変更 栃木県男女共同参画推進本部設置
1997 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法改定（女子保護規定撤廃） 男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）（99年施行） 介護保険法公布（00年施行） 育児・介護休業法改正（深夜業制限） 	
1999 (平成11)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本法公布・施行 食料・農業・農村基本法の公布・施行（女性の参画の促進） 	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県男女共同参画懇話会設置
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）公布・施行 男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組

年	国連等	日本	栃木県
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）公布・施行 第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> 「とちぎ男女共同参画プラン」策定（H13～17） とちぎ女性政策塾開始 「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H13～17）
2002 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> 「栃木県男女共同参画推進条例」制定
2003 (平成15)	<ul style="list-style-type: none"> 女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「栃木県男女共同参画推進条例」施行 栃木県男女共同参画審議会設置
2004 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法改正（DVの定義の拡大） 育児・介護休業法改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（05年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> パルティとちぎ女性センターをパルティとちぎ男女共同参画センターに名称変更
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画（第2次）策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定（H17～20）
2006 (平成18)		<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止（07年施行）） 	<ul style="list-style-type: none"> 「とちぎ男女共同参画プラン〔二期計画〕」策定（H18～22） 「第二期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H18～22）
2007 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働法の改正（均衡のとれた処遇の確保の促進）（08年施行） 配偶者暴力防止法改正（保護命令の拡充、市町村についての規定の強化）（08年施行） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年男女共同参画課に名称変更
2008 (平成20)		<ul style="list-style-type: none"> 女性の参画加速プログラム策定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	
2009 (平成21)	<ul style="list-style-type: none"> 国連女子差別撤廃委員会（日本の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・勧告） 第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 育児・介護休業法改正（子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設）（10年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定（H21～23）
2010 (平成22)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画（第3次）策定 	
2011 (平成23)	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足 		<ul style="list-style-type: none"> 「とちぎ男女共同参画プラン〔三期計画〕」策定（H23～27） 「第三期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H23～27） 組織改編により「とちぎ男女共同参画センター」設置

年	国連等	日本	栃木県
2012 (平成24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」第2次改定（H24～H28）
2013 (平成25)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の支援からの防災・復興の取り組み指針策定 ・日本再興戦略策定（「女性の活躍推進」を成長戦略の中核と位置づけ） ・配偶者暴力防止法改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象）（14年施行） ・ストーカー規制法改正（電子メールを送信する行為の規制、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、被害者の関与の強化） 	
2014 (平成26)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		<ul style="list-style-type: none"> ・人権・青少年男女参画課に改編 ・「TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクト」実施 ・栃木県女性活躍推進会議から「栃木県の女性活躍のための提言書」
2015 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」世界閣僚会合）（ニューヨーク） ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法施行 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）公布（16年全面施行） ・男女共同参画基本計画（第4次）策定 	・庁内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」の設置
2016 (平成28)	・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等改正（仕事と育児・介護の両立支援制度の見直し）（17年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」策定（H28～R2） ・「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定（H28～R2） ・「第四期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H28～R2） ・「とちぎ女性活躍応援団」設立
2017 (平成29)		・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」第3次改定（H29～R3） ・「男女生き生き企業」認定・表彰制度開始
2018 (平成30)		<ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布、施行 ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布（順次施行） 	・DV被害者等地域支援サポーター制度の創設
2019 (令和元)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法等改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止強化等）（順次施行） ・配偶者暴力防止法改正（連携機関の明確化等）（20年施行） 	

年	国連等	日本	栃木県
2020 (令和2)	(新型コロナウイルスが世界的に流行)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 ・男女共同参画基本計画（第5次）策定 	
2021 (令和3)			<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」策定（R3～R7） ・「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）」策定 ・「第五期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（R3～R7）
2022 (令和4)		<ul style="list-style-type: none"> ・AV出演被害防止・救済法公布・施行 ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律公布（24年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画第4次改定（R4～R8） ・「とちぎパートナーシップ宣誓制度」導入
2023 (令和5)	<ul style="list-style-type: none"> ・G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催、「ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワメントに関するG7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」発出 	<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律公布・施行 ・配偶者暴力防止法改正（接近禁止命令等の申立てができる被害者の拡大等）（24年施行） ・刑法等改正・施行（強制性交等罪から不同意性交等罪への改正、性交同意年齢の引き上げ等） ・性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権男女共同参画課に改編 ・G7栃木県・日光こども未来サミット開催 ・「とも家事」推進スタート
2024 (令和6)		<ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行 ・こども性暴力防止法公布（26年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災パンフレット発行 ・困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（R6～R8） ・「困難を抱える女性LINE相談@とちぎ」開始
2025 (令和7)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法等改正（法の有効期限の10年延長、情報公表の強化等） ・独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布・施行（一部26年施行） ・独立行政法人男女共同参画機構法公布・施行（一部26年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県女性活躍推進フェロー設置 ・人口減少克服宣言
2026 (令和8)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画（第6次）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕」策定（R8～R12） ※「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を統合 ・「第6期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（R8～R12）